

【令和 8 年度】糸島市立東風小学校 いじめ防止基本方針

糸島市立東風小学校

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの防止等のために本校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

（学校いじめ防止基本方針）

第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校では、糸島市立東風小学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめの防止のための取組を総合的かつ効果的に実施する。

(2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

① 校内いじめ対策委員会

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、養護教諭、担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（以下SC、SSWという。）等からなる、いじめ防止等の対策のための校内いじめ問題対策委員会（サポート委員会）を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

② 教職員研修会

いじめの問題に関する教職員の資質の向上を図るため、講師等を招聘し、いじめの問題に特化した研修会を少なくとも年間 1 回は実施する。

③ 職員会議・「子どもを見つめる会」

月に一度の職員会議や、毎週 1 回、行われる「子どもを見つめる会」において、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

(3) いじめの未然防止

① 学級経営の充実【発達支持的生徒指導の充実】

○ 「教育相談アンケート（記名）（無記名）」「FF 調査」「QU 調査」「保護者アンケート」等の結果や、「教育相談箱」の活用を通して児童の実態を十分に把握し、

よりよい学級経営に努める。

- 積極的な生徒指導に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

② 道徳教育及び体験活動の充実

- 常に相手を意識し行動できる思いやりの心と規範意識及びねばり強く取り組むたくましい心を育てる。
- 相手を意識した思いやりの心を中核にした「やさしさの花を咲かせる活動」とその時の自分の心を見つめる「特別の教科道徳」の学習指導を通して、最後までねばり強く頑張る自分のよさの内的自覚を図るとともに、そのよさを自分の行動を指標とする規範意識を育てる。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

③ 相談体制の整備【課題予防的生徒指導：課題早期発見対応の充実】

- 年に1回のQ U調査結果の考察から対応策を考え、職員会議や校内研修で共通理解を図る。
- 「教育相談アンケート（記名）（無記名）」「F F調査」「Q U調査」「保護者アンケート」等の結果や、「教育相談箱」の活用を通して、学級担任による教育相談を行い、児童理解に努める。
- 発達相談等の専門機関やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携を通して教育相談の充実に努める。

④ 児童の主体的な活動の推進（児童会活動の充実）

- 児童会主体の挨拶運動や廊下の通り方の取組等、積極的な生徒指導を行う。
- 望ましい人間関係づくりを目指して、縦割り活動（ブロック活動）を推進する。

⑤ インターネット等を通じて行われるいじめ防止の啓発活動

【課題予防的生徒指導：課題未然防止教育の充実】

- 「私たちの道徳」等を用いて、情報モラル教育を行う。
- SNSの使い方に関する注意事項を配付して学級懇談会で話題にするとともに、「保護者と共に学ぶ規範意識育成事業」を通して、ネットいじめ防止の啓発に努める。

⑥ 新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種等によるいじめ防止の啓発活動

- 「コロナウィルス3つの顔」の資料を用いたり、心理や福祉を専門とするスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携したりして、児童及び家庭や地域に対して感染症等の正しい知識の周知や道徳教育の充実、差別やいじめ防止の啓発に努める。
- ワクチン接種は強制でないこと、身体的理由等により接種ができない人や望まない人があり、その判断は尊重されるべきであることなどを指導し、保護者にも理解を求めたり、差別やいじめ防止の啓発に努めたりする。
- 上記のようないじめを認知した場合は、いじめを受けた児童への心のケアに対して専門機関と連携して迅速な対応を図るとともに、いじめを行った児童をはじめ、全児童に対して、再度偏見や差別等が起きないための道徳教育を実施する。

⑦ 校区事業等の連携協力体制の整備

- 保幼小連絡会を通して就学前情報交換や交流学习を行う。
- 校区事業等で小中学校間の情報交換や交流学习を行う。
- 年2回の学校運営協議会において、いじめ防止の取組等について報告し、取組の

点検・評価を行う。

(4) いじめの早期発見【困難課題対応的生徒指導の充実】

① 保護者や地域への働きかけ

- 保護者が、法に規定された責務等を踏まえて児童の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、リーフレット等の配付を行う。
- 相談窓口の周知や、学年学級懇談会、「保護者と共に学ぶ規範意識育成事業（ネットいじめ防止）」を通して、いじめ早期発見の啓発に努める。
- 地域に対して、登下校時の見守り隊によるいじめ等を見逃さない見守り活動の協力を依頼する。

② 保護者や地域、関係機関との連携

- 保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。
- 保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。
- 必要に応じて教育委員会、子ども課、教育支援センター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

③ アンケートの実施、教育相談箱の設置

- 「教育相談アンケート（記名）（無記名）」「FF調査」「QU調査」「保護者アンケート」等を実施するとともに、「教育相談箱」を設置し、実態把握とその後の教育相談を行う。
- 児童の様子が気になる場合には、家庭訪問等を通して保護者の思いをくみ取る。

④ 児童観察・ノート指導

- 児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

⑤ 児童がSOSを出す方法の周知

- 校内に教育相談箱を設置し、児童の声を広く受け止めることができるようにし、設置していることを児童に定期的に知らせる。教育相談箱を担当者は必ず確認する。
- 「SOSミニレター」「子どもホットライン24」「こども人権SOSチャット」などのリーフレット等の配布や一人一台端末デスクトップ上への相談窓口案内の添付について、長期休業などの休みの前後に児童に周知する。また、24時間いつでも相談できることや秘密は守られるようになっていることを児童に伝える。

(5) いじめの早期対応【困難課題対応的生徒指導の充実】

① いじめ事案の通報

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

② 事実確認及び教育委員会への報告

- いじめの事実が確認された場合、その結果を教育委員会へ報告する。
- 校内いじめ対策委員会を開き、対応を協議する。

③ 被害児童・加害児童への支援・指導・助言

- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを行った児童への毅然とした指導とその保護者への助言を継続的に行うとともに、いじめを受けた児童・保護者に対する支援を継続して行う。
- 全校児童に対し、いじめ再発防止のための指導（学級活動や道徳学習等）を行う。

④ 被害児童が安心して教育を受けられるための措置

- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められる

ときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、児童（いじめを行った児童又はいじめを受けた児童）を別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、心のケアを行う。

⑤ 保護者間のトラブルの防止

- 関係保護者との連絡・相談を密に行い、事実に係る情報を関係保護者と共有するための措置を講ずる。

⑥ 警察との連携

- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

⑦ 児童に対する適切な懲戒

- いじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときには、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加えるものとする。

(6) いじめの解消について

いじめが「解消している」という状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていることとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

- 少なくとも3か月、「いじめが止んでいる状態」が継続している。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- 「被害児童本人」及びその「保護者」に対し、面談や電話等により確認する。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味及び学校による調査

重大事態の意味については、次のとおりとする。

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。なお、相当の期間とは、年間30日を目安とする。
ただし、一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず迅速に調査に着手する。

児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあったときは適切かつ真摯に対応する。

① 重大事態の報告

- 重大事態であると判断した場合、教育委員会を通じて市長へ事態発生について速やかに報告する。

② 調査を行う組織の設置

- 教育委員会と協議の上、「校内いじめ対策委員会」を母体とし、当該調査の公平性・中立性を確保するために、外部の専門機関からの推薦等により、当該重大事態

③ 事実確認のための調査

- ## (2) 調査結果の提供及び報告

- いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、適時・適切な方法で説明する。
- 情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど関係者の個人情報に十分配慮するとともに、教育委員会から、情報提供の内容・方法・時期などについての指導を受けた上で行う。

- 調査結果については、教育委員会を通じて市長に報告する。
- 上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

いじめに関する取組についての評価は、P D C Aサイクルに基づき行う（児童支援部・教員による評価、保護者評価、学校関係者評価）。

評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、児童理解や未然防止、早期発見などの取組について評価し、その結果を以後の取組に生かす。

【校内いじめ対策委員会（サポート委員会）の組織図及び構成員】



6 いじめの問題への対応の手順

